

3 年 保 存
令和 7 年 3 月 31 日 満了

F N o . - 01010803
崎務（企）第33－2号
崎安（抑）第49－2号
崎地（企）第40－2号
崎刑（企）第13－2号
崎交企（企）第17－2号
崎備（災）第12－2号
令和 4 年 2 月 1 6 日

各 警 察 署 長 殿

長 崎 県 警 察 本 部 長

高齢者安全・安心アドバイザー事業所運用要綱の制定について（通達）

本県警察では、「高齢者安全・安心アドバイザー事業所運用要綱の制定について（通達）」（平成30年12月18日付け崎務（企）第440号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、県下で「高齢者安全・安心アドバイザー事業所」を運用しているところ、別添要綱のとおり、高齢社会総合対策を継続することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和4年2月16日限りで廃止する。

担 当	警務部警務課企画室企画第一係（2630、2632）
-----	---------------------------

高齢者安全・安心アドバイザー事業所運用要綱

1 趣旨

この要綱は、高齢者安全・安心アドバイザー事業所（以下「アドバイザー事業所」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 活動及び支援

警察署長は、アドバイザー事業所に対して次に掲げる活動について協力を求めるものとし、当該活動の活性化を図るために必要な情報・物品提供等の支援を行うものとする。

なお、支援に当たっては、FAXネットワーク等を活用した効果的かつ効率的な方法による支援を行うものとする。

- (1) 犯罪被害防止、交通事故防止及び防災に係るポスターの掲示
- (2) 犯罪被害防止、交通事故防止及び防災に係るチラシ、リーフレット等の配布
- (3) 犯罪被害防止、交通事故防止及び防災に係るワンポイントアドバイス
- (4) その他警察署長が犯罪被害防止、交通事故防止及び防災のために必要と認める活動

3 委嘱及び委嘱解除

(1) 委嘱

警察署長は、次に掲げる事業所の中からアドバイザー事業所を委嘱するものとし、委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第1号）及び高齢者安全・安心アドバイザー事業所標識（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

- ア 病院、薬局、整骨院等の医療関係機関
- イ 郵便局等の宅配業者
- ウ 銀行・信用金庫等の金融機関
- エ スーパー、コンビニエンスストア等の販売店
- オ 理容所及び美容所
- カ 地域包括支援センター、介護福祉施設、タクシー会社その他高齢者との関わり合いがあると認められる事業所

(2) 委嘱解除要領

警察署長は、アドバイザー事業所が次のいずれかに該当するときは、委嘱を解除することができる。

- ア 移転し、又は廃止したとき。
- イ 辞意を表明したとき。
- ウ 2に掲げる活動を行うことができないと認めるとき。

4 アドバイザー事業所の管理

(1) 管理簿の作成

警察署長が指定する課（以下「事務局」と読み替える。）に管理簿（別

記様式第3号)を備え付け、アドバイザー事業所の管理を徹底するものとする。

(2) 管理簿の更新

アドバイザー事業所を委嘱又は委嘱解除したときは、事務局において管理簿(別記様式第3号)を更新するものとする。

(3) 情報共有

管理簿(別記様式第3号)の更新を行ったときは、事務局が、その都度、長崎県警察統合情報通信ネットワークシステムの県内掲示板(001007警務課→企画係(高齢者安全・安心アドバイザー事業所))内に掲出し、各所属間における情報共有を図るものとする。